

令和 7 年度

第 17 期第 2 回海区漁業調整委員会  
議事録

令和 7 年 4 月 22 日  
三重海区漁業調整委員会

日時 令和7年4月22日(火)午前10時から11時10分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 令和7年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について
- 2 議案2 小委員会等の設置及び各構成委員の選出について
- 3 報告事項1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 4 報告事項2 第13回資源専門家委員会の開催結果について
- 5 報告事項3 全国海区漁業調整委員会連合会第176回理事会の結果について
- 6 その他
  - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第61回)及び第177回理事会の開催について
  - (2) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

矢田和夫 田邊善郎 淩井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂  
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 千田良仁 倉島 彰 奥村卓二  
木村那津子 中川かおり

#### 欠席委員

松田浩一

#### 事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 中西健五  
主査 葛西学

#### 行政

水産資源管理課  
(資源管理班)  
班長 竹内泰介  
係長 阿部久代  
技師 田中翔稀

水産資源管理課  
(漁業調整班)  
班長 西窪大輔  
係長 牧野朗彦

#### 傍聴者

なし

計 22名

○矢田会長

ただいまから第 17 期第 2 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中松田委員が欠席で、14 名が出席していますので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として淺井委員、倉島委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「令和 7 年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1 – 1 ページをご覧ください。令和 7 年 4 月 4 日付け農林水第 24-6 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

沿岸漁場整備開発法第 18 条の規定により、当委員会の意見が求められているものです。内容については水産資源管理課から説明をお願いします。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（阿部係長）

1 – 3 ページのヒラメの放流時期「伊勢鳥羽志摩沿岸」「度会沿岸」「熊野灘沿岸」について、5 月と記載していますが、すべて 5 ~ 6 月に修正をお願いします。

今回諮問した「令和 7 年度放流効果実証事業に係る業務実施計画について」のポイントを 1 – 17 ページに示しています。

ポイント 1、放流効果実証事業は、生産された水産動物の種苗の放流等を行うことにより、放流した水産動植物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対して普及する事業です。

ポイント 2、県知事は、沿岸漁場整備開発法（以下、「法」という。）第 15 条の規定により、放流効果実証事業を実施する者として、一法人に限って指定することができ、三重県では、公益財団法人三重県水産振興事業団（以下、「事業団」という。）を指定法人としています。

ポイント 3、指定法人は、法第 17 条の規定により、業務実施計画を作成し、県知事の認可を受ける必要があります。

なお、計画には以下の 3 点を定めます。（1）事業の対象とする水産動物の種類、（2）その種類ごとの放流場所、時期、数量、その他の放流の実施に関する事項、（3）業務の実施に関する事項です。なお、（3）については、ア対象水産物の増殖による漁業生産の増大の係る経済効果の実証、イ対象水産物の成長を助言するための協力要請、ウ漁業協同組合等への事業成果の普及について定めることになります。

ポイント 4、県知事は、指定法人から業務実施計画の認可の申請があったときは、法第 18 条の規定により、沿岸漁業の事情に精通した海区漁業調整委員会の意見を聴かなければ

ならないとされています。

ポイント5、県知事は、法第19条の規定により、(1)業務実施計画が県の栽培漁業基本計画の内容に適合するものであること、(2)業務を適正かつ確実な実施のために適切なものであること、(3)県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであることの3点を満たす場合は認可をしなければならないと定められています。

なお、今回諮問する業務実施計画の昨年度の計画との変更点を、ポイント6の表に示しています。()内が昨年度の計画数です。ヒラメの収容尾数が20万尾から17万尾に、放流尾数が16万尾から13万6千尾になっている関係で、放流対象海域の収容尾数や放流尾数も変更しています。

また、参考資料として、法の抜粋を1-18ページに、令和4年から令和8年度を計画期間とした第8次三重県栽培漁業基本計画の抜粋を1-19ページに添付しています。

1-2ページに事業団からの認可申請書、1-3ページから1-16ページに令和7年度放流効果実証事業の業務実施計画及びその添付書類を示しています。

1-3ページをご覧ください。業務実施計画の1項目について、「放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類」は、マダイ、ヒラメです。

1-7ページをご覧ください。マダイ、ヒラメを選定した理由です。

1点目として、魚価が低下しつつあるものの、地域沿岸漁業の重要な魚種であること。

2点目として、マダイは昭和63年度から、ヒラメは昭和62年度から種苗生産を開始しており、安定的な量産が可能であること。

3点目として、本県にはマダイ、ヒラメの生息適地が多く、伊勢湾口地域が主産卵場と推定され、放流適地とも推定されていることから、大量に継続放流することにより、資源の維持・増大が期待されること。以上の理由から選定しています。

1-8ページの「対象水産動物の放流に関する事項」をご覧ください。放流用種苗の入手について、マダイは尾鷲栽培漁業センターで生産された60万尾、ヒラメは栽培漁業センター(浜島)で生産された17万尾を予定しています。種苗の中間育成について、マダイは尾鷲栽培漁業センターで種苗生産を2月から開始します。4月上旬から中旬には平均全長30mmとなります。この種苗を海面生簀で平均全長60mmまで中間育成します。ヒラメは栽培漁業センター(浜島)で種苗生産を2月中旬から開始します。4月中旬から下旬には平均全長30mmとなります。この種苗を尾鷲栽培漁業センター、伊勢湾南部中間育成施設、南伊勢町及び鳥羽磯部漁業協同組合の各施設で平均全長70~80mmまで中間育成します。放流時期について、マダイは5月中旬から下旬、ヒラメは5月下旬から6月中旬を予定しています。放流数量については、中間育成中の減耗等を考慮して、マダイ60mmサイズを50万尾、ヒラメ70~80mmサイズを13万6千尾を予定しています。

1-3ページの業務実施計画にお戻りください。2項目の「対象水産動物の放流」についてです。マダイの海域別放流尾数は、鳥羽志摩沿岸に13万尾、度会沿岸に20万尾、熊野灘沿岸に17万尾を予定しています。ヒラメの海域別放流尾数は、伊勢鳥羽志摩沿岸に7万8千尾、度会沿岸に8千尾、熊野灘沿岸に5万尾を予定しています。

1-13ページと1-14ページに示した令和7年度の放流箇所については、令和6年度の放流箇所の実績を参考にしながら調整しています。

1-4ページの業務実施計画3項目をご覧ください。「対象水産動物の増殖による漁業生

産の増大に係る経済効果の実証」についてです。

1) 関係地区内における主要生産市場で水揚げされる対象魚について、水揚数量、金額及び放流魚の混入率等について、調査し、県水産研究所の助言を得ながら放流効果の解析を試みる。

2) 種苗放流にあたっては、漁業者の自主的な参加を呼びかけ、栽培漁業に対する意識の醸成に努める。

3) 水産研究所にも調査協力を要請するとしています。

1-5ページの経済効果の実証に関する事項をご覧ください。

資料上段のマダイの放流尾数と漁獲量の推移のグラフについて、棒グラフが漁獲量、折れ線グラフが放流量となっています。昭和63年に放流を開始して以来、漁獲量は安定しており、今後も種苗放流を継続的に実施することにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。

資料中段の経済効果の実証について、事業団では、放流効果把握のため、主に安乗、波切、贊浦、奈屋浦、紀伊長島の5市場で調査を実施しています。統計資料等の整理されたデータのある直近5か年の放流魚の漁獲状況は、中段の表のとおり5か年の平均漁獲金額は約826万円、平均種苗放流経費（県から種苗買い取り額+中間育成経費+運搬費等）は約2,138万円でした。平成30年以降の漁獲金額が大幅に低下したため、経済効果が1,312万円の経費超過と算出され、漁獲金額の60%を漁獲に要した経費とすると約1,808万円の経費超過となります。なお、経費率の根拠としては、令和5年漁業経営統計調査において、所得率が漁船規模3トン未満で38.7%、3~5トンで34.8%となっていることから、経費率を60%としています。

続きまして、1-6ページのヒラメ放流尾数と漁獲量の推移のグラフをご覧ください。

昭和62年度から種苗放流を続けていますが、放流当初の漁獲量と現在の漁獲量を比較しますと、約4倍にまで増大しています。今後も継続することにより、漁獲資源の維持増大に寄与することが期待されています。

マダイと同様に経済効果の実証を行っており、データのある直近5か年の放流魚の平均漁獲金額は約1,755万円であり、平均種苗放流経費は約758万円です。年間放流効果としては、約997万円ですが、マダイと同様に漁獲金額の60%を漁獲に要した経費として1,053万円を差し引くと約56万円の経費超過となります。この他流通関係者や遊漁関係者等への波及効果もあるとされています。マダイ、ヒラメとも放流経費の削減に努め、経済余剰のある放流に努めていくとしています。なお、ヒラメも市場調査を行っていますが、市場調査だけではサンプルが少ないため、天然魚と放流魚の区分けをしている市場の伝票等も使い調査精度を高めています。

1-4ページにお戻りください。

業務実施計画の4項目になります。「放流した対象水産物の成長を助長するための協力要請」について、前年度同様、研修会の開催やパンフレット等で呼びかけを行っていくとしています。

5項目の「事業成果の普及」については、県行政、県水産研究所、市町等関係機関と連携して、研修会の開催、地域海域栽培漁業推進協議会や各種研修会での啓発普及に努めています。

また、参考付表として1-9ページに海域・年次別のマダイ放流実績、1-10ページにヒラメの放流実績、1-11ページにマダイ・ヒラメの年次別の漁獲量・生産額・単価、1-12ページにマダイ・ヒラメの県栽培漁業センターでの種苗生産実績及び令和7年度計画を添付しています。

説明は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありますか。

○濱田委員

標識したマダイは放流場所からどこまで移動するものなんですか。

○水産資源管理課（阿部係長）

広域で移動します。

○濱田委員

県外まで移動する可能性があるということかな。ヒラメについての調査はないの。

○水産資源管理課（阿部係長）

ヒラメについても広域で移動する魚種です。

○濱田委員

そうなんですね。

○千田委員

1-5ページのマダイと1-6ページのヒラメところで、平成30年から令和4年までのデータで平均をとっているけど、令和5年の最新データはないのか。データの整理に2年かかるのか。

○水産資源管理課（阿部係長）

市場伝票の整理等もあり、作業量が大変多い調査になっています。令和5年の統計データの確定版が出るのが令和7年3月になります。事業団理事会の意思決定が必要になる業務実施計画に、令和5年の統計データの確定値を記載することができないので、令和4年までのデータが最新になります。

○千田委員

2年前のデータから遡って、5年間の平均で判断するっていう出し方はずっと変わらないの。

○水産資源管理課（阿部係長）

はい。

○千田委員

わかりました。

○奥村委員

1-6ページのヒラメ混入率について、平成30年は3.8%とかなり低くなっていますけど、平成30年以前はどうだったのか。平成30年と令和元年の回収尾数をみると、それほど変わらないのに、平成30年の混入率がこれだけ低いのはどうしてか。

○水産資源管理課（阿部係長）

混入率が増減する理由は把握できていません。平成30年以前も3.0%台で推移していましたが、近年、混入率がやや高くなっています。

○奥村委員

その理由ははつきりしないということですか。

○水産資源管理課（阿部係長）

はい。

○奥村委員

わかりました。

○小川委員

放流効果実証事業の対象魚種がマダイとヒラメだけだが、今後、他の種類を増やしてほしいという要望が出た時に対処できるんでしょうか。例えば、サザエとかアワビとかがとても減少していますので。

○水産資源管理課（阿部係長）

放流効果を把握するためには、市場調査で放流した魚種であることが容易に判別できる標識でないといけません。マダイであれば鼻孔隔皮欠損であったり、ヒラメであれば無眼側の黒い斑紋から直ぐに見分けることができるので対象魚種になっています。

○小川委員

マダイとヒラメが放流効果を実証しやすいので、その2種類に限定しているということか。

○水産資源管理課（阿部係長）

栽培漁業基本計画における放流効果実証事業の対象魚種としては、マダイとヒラメを挙

げています。これ以外にはアワビの放流効果調査を行っています。クルマエビやガザミでは、放流効果を把握できる方法がDNA標識になりますので、市場では容易に判別し難く、放流効果を把握するのが難しいです。

○小川委員

温暖化によってサザエやアワビが獲れなくなっているという現状をこのまま放置していいのかということもあるので、放流効果を実証できるような努力をなんとかしていただければいいかなと思います。漁業者からそういう声があることを認識してください。

○千田委員

1-17ページのヒラメ放流尾数の令和6年計画では160,000尾となっているが、1-10ページの令和6年放流実績は106,970尾になっている。実際に放流したのは106,970尾なのか。

○水産資源管理課（阿部係長）

業務実施計画の放流尾数は、収容尾数に中間育成時の死亡率を掛けた算出したものであり、実際に中間育成をして今回のように生残率が悪いと放流実績の尾数が小さくなります。

○千田委員

わかりました。

○倉島委員

この1-5ページの経済効果の実証「マダイ」④について、「平成30年以降の漁獲金額が大幅に低下した」と書いてあるけど、実際にはどれくらい低下したのか。

○水産資源管理課（阿部係長）

現在データを持ち合わせていません。

○倉島委員

では漁獲金額が減ったということは漁獲量が減ったと考えてもよいか。

○水産資源管理課（阿部係長）

マダイの混入率について、平成25年では10%位。平成29年では7%位になっている。平成30年より前は5%から10%までの範囲であったが、平成30年以降は3%弱になっており混入率が大幅に低下している。さらに単価をみても、令和元年以降、コロナ禍などの影響によりマダイ単価が大変低くなっていることから、放流マダイの漁獲金額も低くなっています。

○倉島委員

どうもありがとうございます。

○矢田会長

他にありませんか。

ないようでしたら、議案1について計画は適切であると認めてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1について、計画は適切であると認める旨答申することとします。

続きまして、議案2「小委員会等の設置及び各構成委員の選出について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2-1ページにつきまして、矢田会長及び事務局にて、委員の皆さんに協議していただくための選出案を再考しました。小委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会の各構成委員、愛知県との「漁業に関する協定関係」に基づく委員会の委員をそれぞれ選出する必要がありますので、事務局から選出案を説明します。

三重海区漁業調整委員会運営規程第9条第1項には「特別な事項を審議するため、小委員会を設置することができる。」と規定され、さらに、同規程第9条第2項には「小委員会は、会長が指名した若干名をもって組織する。」と規定されています。これまで小委員会は、①伊勢湾口、②内湾、③外海（魚類養殖）、④真珠、⑤定置の5つの小委員会を設置しています。

小委員会は、関係する委員での構成を基本に、一人当たりの小委員会数が均等になるよう割り振りました。各小委員会では、漁場計画の作成に係る審議が必要な場合等に開催し、検討をお願いしています。

次に、連合海区漁業調整委員会について説明します。

連合海区の委員会は、隣接する県との間に設けられるのですが、愛知県とは「愛知・三重連合海区漁業調整委員会」を、和歌山県とは「和歌山・三重連合海区漁業調整委員会」を設置しています。

愛知・三重連合海区漁業調整委員会には9名の委員、和歌山・三重連合海区漁業調整委員会には5名の委員を選出しています。

愛知・三重連合海区漁業調整委員会は、近年の開催はございません。

一方、和歌山・三重連合海区は、さんま漁が始まる前10月頃に委員会を開催しています。和歌山県と三重県で交互に開催しており、本年度は和歌山県での開催が予定されています。

広域漁業調整委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を適切に行うために、都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されています。三重海区は、現在、副会長海区となっており、令和7年9月まで淺井委員が任期を務めることになります。なお、令和7年10月以降は矢田

会長が務めることになります。

最後に、平成 23 年 5 月に締結された「漁業に関する協定関係」になります。「紛争処理委員会」と「資源専門家委員会」があります。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明に対して、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

この委員構成でよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、これらの委員については事務局原案どおりとします。

続きまして、報告事項 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料 3 をご覧ください。

令和 7 年 3 月 10 日の委員会において、令和 6 年度くろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量の変更を行ったところですが、その後、漁獲可能量の変更が必要になりました。

「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」水産資源管理課から説明します。

事務局からは以上です。

○矢田会長

水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

3-1 ページをご覧ください。漁業法第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る令和 6 管理年度におけるくろまぐろ小型魚の知事管理漁獲可能量を次のとおり変更します。

3-2 ページをご覧ください。今回の報告は、令和 7 年 3 月 10 日開催の委員会で承認いただきました「委員会終了後から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、急な漁獲の積み上がりにより漁獲可能量の変更の必要が生じた場合であって、関係団体が同意した場合に限り変更

する」ことを事前承認いただいたことに基づくものです。令和7年3月31日付けで知事管理漁獲可能量を変更したので報告します。

前回委員会以降の漁獲の状況としては、小型魚の「その他漁業」において、漁獲量が積み上がり、3月31日時点での漁獲可能量の消化率は102.6%に達しました。また、小型魚の「定置漁業」において、漁獲量が増加し漁獲可能量の消化率は101.1%に達しました。一方、小型魚の「中型まき網漁業」では、比較的漁獲が少ない状態で、漁獲可能量の消化率は80.1%であり、県留保枠の0.2トン分については、漁獲の積み上がりに対応するため残しておりました。このような状況から、県留保枠を有効的に活用すること、漁獲量の積み上がりに対応することを目的に漁獲可能量の変更を行いました。

3-3ページをご覧ください。小型魚の「中型まき網漁業」から0.6トンと「県留保枠」からの0.2トン、合計0.8トンを原資として漁獲の積み上がっている「定置漁業」に0.2トン、「その他漁業」に0.6トン配分いたしました。この結果、「定置漁業」は17.40トンから17.60トンに、「中型まき網漁業」は9.10トンから8.50トンに、「その他漁業」は22.65トンから23.25トンになりました。

この配分案の数量、考え方等については関係漁協からの同意を得ており、3月31日付けで知事管理漁獲可能量を変更したため、今回の委員会にて報告します。

3-4ページをご覧ください。「くろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧」になります。小型魚の漁獲量は、3月31日現在、「定置漁業」で17.60トン、「その他漁業」で23.25トンでした。それぞれ消化率は「定置漁業」で101.1%、「その他漁業」で102.6%に達しました。一方、「中型まき網漁業」では比較的漁獲が少ない状態で消化率が80.1%でした。「県留保枠」については、漁協の積み上がりに対応するため残しておりました。このような状況から「県留保枠」を有効的に活用すること、漁獲の積み上がりに対応することを目的に「中型まき網漁業」から0.6トン、県留保枠全量の0.2トンの計0.8トンを漁獲の積み上がっている「定置漁業」に0.2トン、「その他漁業」に0.6トン配分しました。

その結果、配分後の漁獲可能量は、「定置漁業」で17.60トン、「中型まき網漁業」では8.50トン、「養殖種苗」は3.65トン、「その他漁業」は23.25トンとなりました。

大型魚の漁獲量は、「定置漁業」で18.39トン、「その他漁業」で17.32トン、合計35.72トンとなり、漁獲可能量の現在枠内におさまりました。

以上で三重県知事管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について報告しました。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

特にないようですので、次に進みます。

続きまして、報告事項2「第13回資源専門家委員会の開催結果について」、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（中西主幹）

4-1ページをご覧ください。「第13回資源専門家委員会の開催結果について」です。令和7年3月28日付け農林水第24-4341号で、漁業に関する協定第11条に基づく第13回資源専門家委員会の結果について、三重県農林水産部長から報告があったものです。

昨年に引き続き、書面により開催されました。水産資源管理課から補足説明をお願いします。

## ○矢田会長

水産資源管理課から説明をお願いします。

## ○水産資源管理課（牧野係長）

資源専門家委員会は平成23年に締結した「漁業に関する協定」第11条に基づき、協定の適用海域における水産資源の状況等について意見を交換する場であり、年1回開催しています。令和6年度は両県協議のうえ3月に書面により開催しました。

4-7ページにあるとおり、両県の委員は、県水産研究の職員、県水産行政、海区委員、漁業関係者となっています。

4-8ページ以降、各委員に配布した資料の一部を付けています。資料を大まかに説明すると、適用海域における相互に関心のある水産資源について、(1)はフグ類、クルマエビ、その他イカ類の漁獲量の推移を、(2)はトラフグの資源評価の状況となっています。

(3)以降は参考情報となっており、(3)は栽培漁業の基本計画の抜粋、(4)は資源管理方針及び資源管理協定、(5)は主要魚種の漁獲量変動をまとめています。

4-2ページ以降の議事内容（配布資料に対する意見）をご覧ください。

愛知県原田委員からは、トラフグの漁獲状況は高水準だが単価が低かった。より精度の高い資源評価と単価を安定させる操業方法の検討も必要。カタクチイワシシラスの漁獲状況に変化があることから要因の究明が必要である。

長谷川委員からは、トラフグ漁獲が関東東北で増えており、TAC導入に向けて資源の把握が必要である。

岩田委員からは、トラフグ単価の下落を抑えるために1日の漁獲努力量を減らす必要がある。イカナゴについて、環境DNA調査によりイカナゴのDNAが確認されたことから今後も調査が必要である。

4-4ページ以降の三重県委員の意見をご覧ください。

館委員からは、愛知県のトラフグやイカナゴの意見に加え、高水温が資源に与える影響の把握と適応策の検討が必要である。

栗山委員からは、カタクチイワシについて、TAC管理に向けたステップが進められているために、両県の自主的な資源管理の取組がTAC配分に配慮されるような働きかけが必要である。

秋山委員からは、イカナゴの種苗生産技術の開発研究の状況について、資源専門家委員への報告がない。また、伊勢湾の低栄養塩化について、国や関係機関と連携して、水域への栄養塩の供給を図る方策の確立が必要であるという意見をいただきました。

今後、各委員からの意見をふまえ、取組の一層の推進を図っていきたいと思っています。

報告は以上になります。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

特にないようですので、次に進みます。

続きまして、報告事項3「全国海区漁業調整委員会連合会第176回理事会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料5をご覧ください。

全国海区漁業調整委員会連合会第176回理事会の結果になります。この理事会は、令和7年3月25日に東京で開催されました。その概要をご報告します。なお、全国海区漁業調整委員会連合会副会長の小川会長及び事務局ともに都合がつかず欠席となっています。

5-1ページをご覧ください。

理事会の主な議題は、令和7年度通常総会（第61回）に提出する議案の内容についてでした。この案を理事会に諮ったところ、全ての議案が賛成で可決されました。

5-9ページをご覧ください。第1号議案になります。

令和6年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認についてです。令和7年2月時点の見込みではありますが、約672万円を令和7年度に繰り越すことになりました。

5-17ページをご覧ください。第2号議案になります。

令和7年度事業計画書案及び収支予算書案の承認についてです。令和7年5月に通常総会が開催されます。そして令和7年10月から11月にかけて東日本ブロック会議が開催されます。なお、令和7年度は、三重県が東日本ブロックの開催県になりますので、委員の皆さまの会議へのご参加ご協力をよろしくお願いします。

5-22ページをご覧ください。第3号議案になります。

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）になります。要望は次の7項目になります。1海区漁業調整委員会制度について、2沿岸漁業の秩序維持について、3太平洋クロマグロ資源管理について、4沿岸資源の適正な利用について、5漁業法改正後の制度運用について、6外国漁船問題等について、7海洋性レジャーとの調整等についてになります。

今回、新規要望は2点あります。5-27ページの「海区漁業調整委員会制度」の要望項目をご覧ください。4番目の「海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上について」です。事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し、各事務局に配布することという要望です。

5-31ページをご覧ください。2点目の要望項目は「太平洋クロマグロ資源管理」にな

ります。いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発についてです。くろまぐろ資源の回復によるいか等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施することという要望です。

5-46 ページをご覧ください。第4号議案になります。令和8年度通常総会は、東京都で開催するというものです。

5-54 ページをご覧ください。第5号議案になります。第18期前期の役員一覧の案が挙げられていますが、三重海区は役員の職はありません。

5-47 ページをご覧ください。令和7年度連合会、会長表彰になります。海区漁業調整委員会委員9名、事務局職員1名が令和7年度通常総会後に表彰されることになっていきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

続きまして、その他（1）「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び理事会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料6をご覧ください。

全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会（第61回）及び第177回理事会の開催についてです。6-1ページ及び6-2ページのとおり、5月12日（月）に令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第61回）及び第177回理事会が山口県山口市で開催されます。三重海区からは、会長職務代理である田邊職務代理が出席する予定です。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他（2）「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次の委員会ですが、5月27日（火）午前10時から、場所は三重海区漁業調整委員会委員室をご提案します。

○矢田会長

皆さんこの時間でよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長。

それではありがとうございました。

これをもちまして、委員会を閉会します。